

大阪府廃棄物処理計画の改定について

< 現行計画の概要 >

基本理念 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成する。

基本方針 廃棄物の発生を抑制する
排出された廃棄物は可能な限りリサイクルする。
どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分する。
府民、事業者、市町村などと連携して取り組む。

計画期間 平成 13 年度を初年度とし、国の基本方針に基づき、最終処分量を平成 22 年度におおむね半減（平成 9 年度比）することをみすえつつ、平成 17 年度を目標年度とする。

計画策定時の課題

大量に発生する廃棄物

一般廃棄物は一人当たりの排出量が全国一、産業廃棄物は単位面積当たりの排出量が全国の約 9 倍

困難な廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設に対する不信感や水源・森林保全のため新規設置がますます困難

懸念される有害化学物質による環境汚染

焼却施設から発生するダイオキシン類、長期保管が続いている PCB 廃棄物

不適正処理の増加 不適正処理は未だ多く見受けられ、内容も悪質化、巧妙化、広域化

府民、事業者、市町村等との連携

目 標 国の基本方針に基づき、平成 9 年度に対し、平成 22 年度において、最終処分量をおおむね半分に削減することをみすえつつ、目標年度の平成 17 年度における最終処分量を一般廃棄物は 84 万トンに、産業廃棄物は 111 万トンに削減

重点施策

循環型社会形成に向けた「大阪環境都市条例(仮称)」の制定

H15.3 大阪府循環型社会形成推進条例として制定

拡大生産者責任にも配慮しつつ目標に応じた以下の施策を推進

発生抑制・リサイクルの推進

- ・大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議が策定したアクションプログラムの推進
- ・広域的なごみ処理の推進 など

リサイクルや適正処理のための施設の整備

- ・大阪エコエリア構想の推進 など

ダイオキシン類・PCB 廃棄物等の有害化学物質対策の推進

- ・廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類対策の推進
- ・PCB 廃棄物対策の推進 など

不適正処理の撲滅

府民・事業者・市町村等との連携の強化

< 減量化目標の達成状況 >

一般廃棄物

単位：万トン

	目標		実績	
	H17	H22	H14	H15
排出量	450	442	441	433
再生利用量	68	111	42	43
中間処理による減量	298	275	325	316
最終処分量	84	56	74	74

- ・排出量については、既に平成 22 年度目標を下回っている。
- ・再生利用量については、平成 17 年度目標達成に向け更に向上が必要。
- ・最終処分量については、平成 17 年度目標は既に達成しており、今後は平成 22 年度目標の達成に向け更に削減が必要。

産業廃棄物

- ・平成 18 年度に実態調査（平成 17 年度実績）を予定。

< 計画改定の考え方 >

背景

平成 17 年 5 月に国の基本方針が改正され、一般廃棄物処理の有料制の推進などが新たに位置づけられた。

国の基本方針の減量化目標は平成 22 年度に最終処分量を半減することとしており、平成 17 年度は中間目標としている。

各種リサイクル法の施行など、リデュース、リユース、リサイクルのいわゆる 3 R の推進による循環型社会の形成に向けた取り組みが進展している。

改定の基本的考え方

現計画期間中における循環型社会形成推進に向けた社会の取り組みの進展や国の基本方針との整合を図り、平成 22 年度目標達成に向けた中間年度での進捗状況の確認及び施策の見直しを行う。

改定のスケジュール

平成 18 年 3 月 27 日 諮問
平成 18 年 11 月頃 中間報告
平成 19 年 2 月頃 答申